滋賀県バスケットボール協会 U15 部会 規約

平成31年4月1日

第1章 総則

第1条 本会は、滋賀県バスケットボール協会 U15 部会(以下「本会」という)と称する。

第2条 本会は、事務局を「本会の指定する所」に置く。

第2章 目的

第3条 本会は、滋賀県の中学生年代におけるバスケットボール競技の健全な育成と普及に寄与 するとともに、加盟するチーム相互の親睦をはかることを目的とする。

第3章 事業

- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 滋賀県バスケットボール協会が主催する大会の運営
 - (2) 滋賀県 U15 リーグ戦の開催の推進および運営
 - (3) マンツーマンディフェンスの推進
 - (4) その他、本会の目的達成のための事業

第4章 組織

- 第5条 本会は、日本バスケットボール協会(以下「日本協会」という)に滋賀県バスケットボール協会を(以下「県協会」という)通じて加盟したU15チームで、本会の目的に賛同するものをもって組織する。
- 第6条 本会に加盟するときは、必要書類を提出の上、運営委員会の承認を受けなければならない。

第5章 役員

第7条 本会には、次の役員を置く。

部会長 1 名 副部会長 若干名 運営委員 若干名

第8条 部会長は、県協会が推薦する。

副部会長は、総会において任命する。

部会長は本会を代表し会務を統括し、県協会の理事として県協会との調整を図る。 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときは、その職務を代行する。

第9条 運営委員は、総会において任命し、部会長が委嘱する。 運営委員は運営委員会を構成する。

第10条 会計監査委員を1名おき、本会の会計および業務執行の状況を監査する。

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。役員に欠員が生じたときはそ の補充をする。補充された役員の任期は残任期間とする。

第6章 会議

- 第12条 総会は登録チーム責任者と本会役員をもって構成する。
- 第13条 総会は部会長が招集し、部会長はその議長となる。
- 第14条 総会は、年1回とし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 第15条 総会の成立は議長委任の意思を申し出たチームを含む過半数の出席を必要とする。

- 第16条 次の事項は、総会において決定または承認する。
 - (1) 事業計画
- (2)予算・決算 (3)役員の任命
- (4) 規約の改訂 (5) その他の重要事項

すべての事項は、総会出席者の過半数をもって議決する。

第17条 運営委員会は部会長が招集し、本会の運営に携わるすべての事項について協議する。

第7章 登録

- 第18条 日本協会・県協会・本会に登録していないチームおよび選手は、本会の主催する事業 に参加することができない。
- 第19条 登録は、チームおよび個人の登録をするものとする。選手は、複数チームへの二重登 録は認めない。
- 第20条 第19条の規定に違反した加盟チームおよび個人は、運営委員会で審議し、指導および 本会主催の事業への参加の停止等の処罰をすることがある。

第8章 賞罰

【表彰】

第21条 U15年代のバスケットボール競技の健全なる普及発展に顕著な業績をあげ、他の者の模 範となる者を県協会の表彰に推薦する。

【罰則】

- 第22条 U15年代のバスケットボール競技の健全な育成と本会の秩序を守るため、指導者(監督、 コーチ、マネージャー等)およびすべてのチーム関係者に次の行為があったと認められ たとき、罰則を与えることができる。
 - 1 選手に対する暴力行為(言葉を含む)があったとき
 - 2 その他、選手の育成に対し、明らかに不適当な行為があったとき
 - 3 本会の秩序を乱す行為に及んだとき
 - 4 提出書類について、重大な誤りを犯したとき
- 第23条 罰則の内容については、運営委員会で審議し決定する。

第9章 会計

第24条 本会の経費は、D-fund・参加料・補助金・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。 第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

付 則

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第19条において、日本バスケットボール協会からの暫定措置の通達として、令和2年度ま ではBユースチームとの二重登録を認める。